

清涼飲料水における残留農薬に係る規制について

農薬については、平成 15 年 7 月 1 日付けで、食品安全委員会に対し清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価として、93 農薬（表 1）の評価を依頼したが、その後、平成 18 年 5 月 29 日から食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度の導入が行われたことを踏まえ、以下のとおり対応することとする。

1. 規制のあり方

- (1) ポジティブリスト制度は、食品一般の成分規格であり、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」に対しても適用されるものであることから、食品、添加物等の規格基準の各条においては残留農薬に関する規定は設けないこととする。
- (2) 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」に関しては、WHO 飲料水水質ガイドラインにおいて、また、一部の「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」に関しては、コーデックスの加工食品の規格において、農薬について基準値が設けられているものがあり、これらについては、ポジティブリスト制度導入時に基準値（いわゆる暫定基準）が設定された（表 1 のうち基準値の記載のある 33 農薬及び表 2）。これら暫定基準が設定された農薬については、順次、食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼し評価が行われており、その結果を踏まえて、見直しが進められている。
- (3) WHO 飲料水水質ガイドラインやコーデックスの加工食品の規格に含まれておらず、我が国特有の使用実態のある農薬については、水道法に基づく基準の整備状況を踏まえ、必要に応じて、ポジティブリスト制度の中で残留農薬基準として取り入れることとする。なお、現時点では、水道法の水質基準に残留農薬基準は含まれていない。

2. 対応

以上のとおり、残留農薬については、食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度の中で対応していくこととし、現在、食品安全委員会に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼している 93 農薬のうち、評価結果を受理していない 70 農薬については、評価依頼を取り下げることとする。

表 1 清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼した 93 農薬
 (ポジティブリスト制度導入時に WHO 飲料水水質ガイドラインに基づき基準値
 (暫定基準) が設定された 33 農薬を含む)

番号	農 薬	ミネラルウォーター類 基準値 (ppm)
1	アラクロル	0.02
2	アルジカルブ	0.01
3	アルドリン/ディルドリン	0.00003
4	アトラジン	0.002
5	カルボフラン	0.007
6	クロルデン	0.0002
7	クロトルロン	0.03
※ 8	クロルピリホス	0.03
9	シアナジン	0.0006
10	2,4-D	0.03
11	2,4-DB	0.09
12	1,2-ジブロモ 3-クロロプロパン	0.001
13	1,2-ジブロモエタン	0.0004
14	1,2-ジクロロプロパン	0.04
15	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.02
16	ジクロロプロップ	0.1
17	ジメトエート	0.006
18	エンドリン	0.0006
19	フェノプロップ	0.009
20	イソプロツロン	0.009
21	リンデン	0.002
22	MCPA	0.002
23	メコプロップ (MCPP)	0.01
24	メトキシクロル	0.02
※ 25	メトラクロル	0.01
26	モリネート	0.006
※ 27	ペンディメタリン	0.02
※ 28	ピリプロキシフェン	0.3
29	シマジン (CAT)	0.002
30	テルブチラジン	0.007
31	トリフルラリン	0.02
32	DDT 及び代謝物	0.001
33	ペンタクロロフェノール	0.009

※ 食品安全委員会の評価結果を受理したもの

番号	農 薬
34	2,4,5-T
※ 35	EPN
36	アシュラム
※ 37	アセフェート
※ 38	アゾキシストロビン
39	イソフェンホス
40	イソプロカルブ (MIPC)
41	イプロジオン
42	イミノクタジン酢酸塩
※ 43	エスプロカルブ
44	エディフェンホス (EDDP)
45	エトフェンプロックス
46	エンドスルフアン
※ 47	カフェンストロール
48	カルバリル (NAC)
※ 49	カルプロパミド
50	キャプタン
51	グリホサート
52	クロロタロニル (TPN)
53	ジウロン (DCMU)
54	ジクロロボス (DDVP)
55	ジクワット
56	シメトリン
57	ダイアジノン
※ 58	ダイムロン
59	ダラボン
60	チウラム
61	チオジカルブ
62	チオファネートメチル
63	テニルクロル

番号	農 薬
64	トリクロピル
65	トリクロホスメチル
66	トリクロルホン (DEP)
67	トリシクラゾール
※ 68	ハロスルフロメチル
69	ビフェノックス
※ 70	ピリブチカルブ
71	フェニトロチオン (MEP)
72	フェンチオン (MPP)
73	フェントエート (PAP)
※ 74	ブタミホス
※ 75	ブプロフェジン
76	フラザスルフロ
※ 77	フルトラニル
※ 78	プレチクラロール
79	プロシミドン
80	プロピコナゾール
81	プロピザミド
82	ヘキサクロロベンゼン
83	ベノミル
※ 84	ペンシクロン
※ 85	ベンスルフロメチル
86	ベнтаゾン
87	ホセチル
88	マラソン (マラチオン)
89	メソミル
※ 90	メタラキシル
91	メチダチオン (DMTP)
※ 92	メフェナセット
※ 93	メプロニル

※ 食品安全委員会の評価結果を受理したもの

表2 ポジティブリスト制度導入時にコーデックスの加工食品の規格に基づき基準値（暫定基準）が設定された農薬

食 品	農 薬	基準値 (ppm)
トマトジュース	カルバリル	3
	ピペロニルブトキシド	0.3
	マラチオン	0.01
オレンジジュース	プロパルギット	0.3
かんきつ類果実ジュース	ピペロニルブトキシド	0.05
りんごジュース	ジフェニルアミン	0.5
	プロパルギット	0.2
ぶどうジュース	プロパルギット	1